

お知らせ 食中毒の予防について

気温が高くなるこれからの時期は、食中毒の原因となる細菌が繁殖しやすくなります。また、暑さで体調も崩れやすくなるため、食中毒が多発する傾向にあります。

食中毒は、その原因となる細菌やウイルスが食べ物に付着し、体内へ侵入することによって発生します。食中毒を防ぐためには、細菌を食べ物に「つけない」、食べ物に付着した細菌を「増やさない」、食べ物や調理器具に付着した細菌を「やっつける」という3つのことが原則となります。

予防について詳しくは、広報にちなん6月号折込パンフレット「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」をご覧ください。

☎ 役場福祉保健課 TEL：82-0374

動画でも食中毒予防のポイントがご覧いただけます。

★家庭でできる食中毒予防の6つのポイント



★ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い



お知らせ 国民年金付加年金制度を利用しませんか

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。国民年金付加保険料の納付を希望される方は手続きが必要です。役場住民課または年金事務所でお手続きください。

●付加保険料の納め方

付加保険料は申出をされた月分からお支払いいただきます。

①月々の保険料を納付書で納める場合

申出後に送付される付加保険料込みの納付書で、お近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。

②国民年金保険料を前納で納付済みの場合

申出後に送付される付加保険料の納付書で、お近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。

③月々の保険料を口座振替（クレジット）で納める場合

ご指定の口座から、付加保険料込みの金額が引き落とされます。ただし、金融機関等への手続きの関係で、申出後1ヶ月から2ヶ月は付加保険料の納付書で納めていただく場合もあります。

●付加保険料を納める際の留意点

- ・付加保険料の納期限は、翌月末日と定められております。月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合及び年末の納期限は、翌月最初の金融機関等の営業日となります。
- ・納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ・付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- ・国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

☎ ・ ☎ 役場住民課 TEL：82-1112 米子年金事務所 TEL：0859-34-6111

募集 放送大学10月入学生募集

放送大学は令和4年10月の入学生を募集しています。松江市でも入学説明会・相談会を開催しますので、ぜひご参加ください（事前申し込みが必要です）。

☎ 8月7日（日）・9月4日（日）

10：00 から・14：00 からの2回

☎ 放送大学島根学習センター

●出願期間

第1回 8月31日（水）まで

第2回 9月13日（火）まで

（インターネット出願も受け付けております）

☎ 放送大学島根学習センター

松江市白潟本町スティックビル4階

TEL：0852-28-5500

<https://www.sc.ouj.ac.jp/center/shimane/>

お知らせ 女性のための連合全国一斉集中労働相談ホットラインを開設します

連合は「労働相談ダイヤル」を開設し、雇用形態にかかわらず働くみなさんのトラブルや心配事の解決に向け、相談員が秘密厳守でお応えします。男性からの相談も受け付けます。お気軽にご相談ください。

●実施期間 6月7日（火）～6月8日（水）

●受付時間 10：00～19：00

●相談番号 フリーダイヤル 0120-154-052

※携帯電話からも受け付けます。

※上記期間以外にも、通年的にフリーダイヤルで相談を受け付けています。

※24時間365日自動応答するチャットボット「ゆにボ」も開設しています。「連合 ゆにボ」で検索してください。

☎ 日本労働組合総連合会鳥取連合会（連合鳥取）

TEL：0857-26-6605

